

事務連絡
令和4年8月8日

各関係団体 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

特定麻薬向精神薬原料に関する業務の届出等の取扱いについて

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等（以下「改正政令」という。）の施行については、令和4年8月8日付け薬第2222号で神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長から通知したところですが、改正政令の施行に伴う事務手続き等については、次の点に留意されるよう貴会員に周知くださるよう併せてお願いいたします。

1 既に特定麻薬等原料卸小売業者業務届を届け出ている業者について

- (1) 4-アニリノピペリジン及びその塩類、1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類並びにN-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類（以下「特定麻薬向精神薬原料指定物質」という。）を業として取り扱っている者であって、改正政令の施行日（令和4年8月26日）以降も引き続き特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱う場合は、特定麻薬等原料卸小売業者変更届を令和4年8月26日に届け出ること。
- (2) 新たに特定麻薬向精神薬原料指定物質を業として取り扱う場合は、改正政令の施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱うこととなる日までに、あらかじめ特定麻薬等原料卸小売業者変更届を届け出ること。
- (3) 取り扱うこととなる日が、改正政令の施行日と同日の場合は、令和4年8月26日に届け出ること。

2 新たに特定麻薬等原料卸小売業者業務届を提出する必要がある業者について

- (1) 現に、特定麻薬向精神薬原料指定物質を業として取り扱っている者であって、改正政令の施行日（令和4年8月26日）以降も引き続き特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱う場合は、特定麻薬等原料卸小売業者業務届を令和4年8月26日に届け出ること。
- (2) 新たに特定麻薬向精神薬原料指定物質を業として取り扱う場合は、改正政令の施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱うこととなる日までに、あらかじめ特定麻薬等原料卸小売業者業務届を届け出ること。
- (3) 取り扱うこととなる日が、改正政令の施行日と同日の場合は、令和4年8月26日に届け出ること。

3 適用除外

特定麻薬向精神薬原料指定物質のうち、一定濃度以下のものについては上記の届出の必要はないこと。

- ① 4-アニリノピペリジンとして50%以下を含有するもの

- ② 1, 1-ジメチルエチル=4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラートとして50%以下を含有するもの
- ③ N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミドとして50%以下を含有するもの

4 麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造について
麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造に関することは、関東信越厚生局麻薬取締部に問い合わせること。

- 5 届出窓口について
- (1) 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町に麻薬等原料営業所がある場合
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課献血・薬物対策グループ 電話(045)210-4972
 - (2) 上記以外の地域に麻薬等原料営業所がある場合
それぞれの麻薬等原料営業所を管轄する保健福祉事務所及び同センター

問合せ先
献血・薬物対策グループ 宮崎
電話(045)210-4972



特定麻薬等原料卸小売業者変更届

麻薬等原料 営業所	所在地	〒
	名称	TEL
①法人にあつては主たる事務所の所在地又は名称変更 ②営業所の名称変更 ③取り扱う麻薬向精神薬原料の品名追加・削除 ※今回の届出を○で囲む		
備考		
上記のとおり、変更を届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては名称) 神 奈 川 県 知 事 殿		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 備考欄に業務を届け出た年月日、業務変更の事由及びその年月日を記載すること。